

国民健康保険税

1 国民健康保険制度

国民健康保険制度は、相扶共済の精神にのっとり、市民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度です。

2 保険者と被保険者

国民健康保険の運営は、これまで各市町村が保険者となっていた行っていましたが、平成30年4月からは都道府県が財政運営の責任を担い、市町村とともに国保の保険者となりました。そして、国民健康保険に加入している方を被保険者といい、職場の健康保険や各種共済組合などに加入している方、後期高齢者医療制度に該当している方、生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

また、40歳から64歳までの方は介護保険の第2号被保険者となり、医療分と支援分に加えて介護分も負担することになります。

3 国民健康保険税

みなさんが病気やけがをしたときの医療費などの保険給付に必要な費用は、都道府県から各市町村に全額が給付されます。

一方、各市町村は、都道府県に支払う国民健康保険事業費納付金を賄うために、必要な保険税率を決定し、国民健康保険税を課税します。なお、国民健康保険事業費納付金の中には、後期高齢者医療制度・介護保険の事業運営にとって必要な財源も含まれています。

4 国民健康保険税を納めていただく方

国民健康保険税は、家族の分をまとめて世帯主に納めていただきます。

世帯主が職場の健康保険などに加入しているときでも、家族に国民健康保険の被保険者がいる場合（擬制世帯）は、世帯主に納めていただくこととなります。

5 国民健康保険税額のきめかた

国民健康保険税額は、国民健康保険事業費納付金のうち、国民健康保険税でまかなわなければならない分を下表の左欄の項目及び医療分、支援分、介護分にふりわけて、それぞれについて世帯の負担額を計算し、その合算額を1年間（4月から翌年3月まで）の税額としています。

区分 項目	医療分	支援分	介護分
所得割額	世帯の前年中の基礎控除後所得の 7.6%の額	世帯の前年中の基礎控除後所得の 2.9%の額	世帯の前年中の基礎控除後所得の 2.5%の額
均等割額	被保険者1人につき 17,900円	被保険者1人につき 6,000円	被保険者1人につき 7,800円
平等割額	1世帯につき 18,900円	1世帯につき 6,600円	1世帯につき 5,700円

- (注)・ 税額は合算額で99万円が賦課限度額です（それぞれの限度額は、医療分63万円、支援分19万円、介護分17万円です）。擬制世帯主の所得は、課税の対象になりません。
- ・ 75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行することによって、同じ世帯で国民健康保険を継続する方、または職場の健康保険等の扶養を抜けて国保に加入する方の保険税の負担が急に増えることのないように、次の例のどちらかに該当される方は保険税が軽減されます。
 - 例1 75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が国民健康保険を継続する場合
 - 例2 75歳以上の方が職場の健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳から74歳まで)が国民健康保険に加入する場合

6 月割課税について

年度の途中で国民健康保険に加入したときは、加入した月から（届出の月ではありません。）、また、途中で国民健康保険を喪失したときは、喪失した月の前月までの国民健康保険税が月割計算されます。

異動があった場合は14日以内に届出を済ませましょう。

7 国民健康保険税の年金からのお支払い(特別徴収)について

○国民健康保険税では、65歳から74歳までの世帯主の方を対象に、保険税を年金支給月毎に、年金から納めていただくことになります。（※口座振替の選択が可能）

○年金からのお支払いの対象となるのは、次の①～③のすべてに該当する世帯です。

- ①世帯主が国民健康保険に加入していて、さらに加入者全員が65歳から74歳までの世帯。
- ②年金からのお支払いの対象となる世帯主の年金の年額が18万円以上であること。
- ③世帯主の介護保険料が特別徴収の対象であり、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の2分の1を超えないこと。

（2分の1を超える場合は、介護保険料のみ差し引かれる場合があります。）

年金からのお支払いに該当する世帯であっても、国民健康保険税は口座振替による納付方法を選択することが可能です。

○年金からのお支払い(特別徴収)の世帯で、口座振替による納付を希望する場合は、「納付方法変更申出書」の提出が必要になりますので、国保年金課またはお近くの支所等で必要書類を添えて手続きをしてください。なお、今まで現金納付をなさっている方は、事前に金融機関の窓口で口座振替申込の手続きが別途必要となります。